

| |
|-------------------------------|
| 資料3（別添） |
| 安曇野市介護保険等運営協議会 令和3年5月28日開催 |

介護老人福祉施設

（既存併設短期入所生活介護からの特養への転換）

事業者の募集要項

（公 募）

令和3年4月

安 曇 野 市

保健医療部介護保険課

介護老人福祉施設(既存併設短期入所生活介護からの特養への転換) 事業者の募集要項 (公募)

1 募集(公募)の趣旨

本市では、安曇野市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定し、介護保険サービスの基盤整備に関する目標値を掲げております。本要項は、整備目標のある介護保険サービスについて、事業者の選定に公正かつ公平を確保し、また質の高い整備を目的として第8期介護保険事業計画に沿い、「介護老人福祉施設(既存併設短期入所生活介護からの特養への転換)」を整備運営する事業者の募集を行います。

2 募集(公募)内容

| 募集(公募)内容 | 整備(転換)床数 | 募集事業者数 | 募集地域 |
|---------------------------|----------|-------------------------|------|
| 既存併設短期入所生活介護からの特養への転換(注1) | 14床(以内) | 整備(転換)床数の範囲内で平均点の高い順に選定 | 市内全域 |

(注1) 転換後の指定に係る変更届の提出および変更申請に係る許可等の指定権者は長野県になります。したがって、転換の妥当性(施設基準・人員配置等)について、長野県(担当課)へ事前相談のうえ応募ください。

- (1) 転換について、既存の広域型特別養護老人ホームに併設・設置している短期入所(ショートステイ床)を長期入所(特養)に転換することです。
- (2) 転換床の事業開始は、令和4年4月1日とします。
- (3) 地域密着型特別養護老人ホームは、本件整備の対象外です。
- (4) 転換整備に係る補助金の交付の予定はありません。

3 転換における基本資格

応募書類の受付締切日において、次のいずれにも該当すること。

- (1) 本市内で広域型特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人であること。
- (2) 過去5年の間に役員の中に破産手続開始決定を受けて復権を得ないもの、又は禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- (3) 直近1年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと。
- (4) 民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (5) 介護保険法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、所管庁への当該命令に対する改善報告が完了していること。

- (6) 介護保険法の指定の効力の一部若しくは全部停止の処分を受けた場合、その処分期間を経過し、終了していること。
- (7) 過去5年の間に、本市内外を問わず介護保険施設等（後記枠内）の整備について重大な法令等の違反がないこと、介護保険施設等の整備事業者の選考取消等を受けたことがないこと、又は法人の運営において重大な法令等の違反がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び代表者がその構成員でないことまたはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないと認められること。

介護保険施設等；介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護型ケアハウス、介護付有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、介護療養型医療施設、介護医療院

4 応募・選考の流れ

- (1) 募集要項(公募)の周知

令和3年4月15日(木)から

- (2) 募集(受付)期間等

令和3年5月6日(木)から6月4日(金)まで

受付時間は、期間中の午前9時～正午、午後1時～午後5時まで（閉庁日除く）とします。

提出日・時間を必ず電話予約（電話0263-71-2472（直通））のうえ、事業内容が説明できる方が持参してください。

提出先・安曇野市 保健医療部 介護保険課介護保険担当（安曇野市豊科6000番地）

安曇野市役所 本庁舎 1階11番窓口

提出期間を過ぎた場合、受付ができませんのでご注意ください。また、特別な事情がある場合（例：書類の取得に時間を要する場合等）を除き、提出期間内であっても提出書類に不足がある場合は、受付ができません。

なお、選考基準及び評価に関するご質問にはお答えしません。

- (3) 指定候補事業者の選考会

- ①選考の流れ

指定候補事業者選考 令和3年6月～8月（予定）

指定候補事業者の選考は、市介護保険課が応募書類等について要件を確認しその後、一次審査（応募書類）及び二次審査（プレゼンテーション）を経て、令和3年8月頃を目途に選考結果を通知する予定です。ただしあくまでも予定であり、時期が早まる又は遅れる場合がありますので、予めご了承ください。

- ②選考方法の詳細

事業者の審査・選考は、安曇野市介護保険規則（平成17年安曇野市規則第95号）第34条に規定する「介護保険関連サービス候補事業者選定部会」が実施します。

(ア) 一次審査（書類審査、非公開）

- ・一次審査は、書類審査により評価を行います。
- ・原則として、審査得点の合計の上位3者を2次審査の候補者として選考します。なお、応募が3者未満の場合でも一次審査を行い、審査得点を審査員に公表します。
- ・一次審査の結果、選考外になった事業者及び二次審査の候補者となった事業者に対し結果通知を送付するとともに、二次審査の候補者については、二次審査の実施日、実施予定時刻、二次審査の方法等について併記します。

(イ) 二次審査（プレゼンテーション、非公開）

- ・二次審査の出席者は事業を運営する同一法人の者3人までとします。

（申請者の法人以外の出席は認めません。）

- ・プレゼンテーションの時間は自己PR15分（以内）、質疑10分（以内）とします。
- ・プレゼンテーションは、計画書の内容に基づいて行い、計画書と異なる内容の説明や追加資料の配布は認めません。
- ・「3 転換における基本資格」に欠格した場合、指定候補事業者に選定されても選定を取消すこととします。
- ・社会通念上、事業を行うのに支障があると認められた場合は、不選定とする場合があります。
- ・選考は各委員が評価シートに採点し、その合計点で順位付けを行い、最終的な指定候補事業者の選定については、平均点の高い順から募集床数の14床以内になるまで行います。[例1]
また、募集床数の14床を超える、または超えない順位の事業者間において同点が出た場合には、再度、同点の事業者について採点し順位付けを行い、指定候補事業者を選定する場合があります。[例2]
選考委員の平均点が、配点の50%未満である場合は、応募事業者（募集床数）が1事業者（14床以内）であっても不選定とし、再募集（再公募）となります。

[例1] 1位10床、2位6床、3位2床だった場合、1位の事業者のみ指定候補事業者となり、2位および3位の事業者は不選定となります。

[例2] 1位8床、2位6床（複数事業者）だった場合、2位の複数事業者について再度、採点します。また、1位8床、2位6床、同点8床だった場合、再度の採点を行わず、2位6床の事業者が指定候補事業者となり、同点8床の事業者は不選定となります。

- ・プレゼンテーションの方法は問いませんが、必要な物品は提案者が準備してください。（電源、机、椅子のみ使用可能）なお、入室してから30分（以内）で審査終了とします。
- ・選考結果は文書で通知します。

(4) 選考された法人名、転換施設、連絡先等は市ホームページに公表します。

- ※ 選考の結果「該当なし」とする場合があります。また、選考期間中に「3 転換における基本資格」の各要件を満たさなくなった場合は選考の対象となりません。
- ※ 選考理由・結果に対する問い合わせ、異議等については応じません。
- ※ 選考にあたり、主な選考評価項目は「8 転換（施設）評価の基準」とおりです。
- ※ 法令等に違反する事項が含まれる計画であること、計画が虚偽の内容であることが判明すれば、当該事業者を失格とする場合があります。

5 転換における基本的事項および条件等

- (1) 転換にあたっては関係法令等を精査するとともに、関係機関と十分に協議すること。
- (2) 事業所は、地域住民との連携及び協力を行うなどの地域との交流を図らなければならないことから、転換にあたっては必要に応じ地域の要望等に対し真摯に対応するとともに、関係者等への説明会等に努めること。
- (3) 指定候補事業者は、令和3年度中に転換整備を終了し、令和4年4月に必ず事業を開始してください。(令和4年3月以前の開始は認めません。)
- (4) 事業開始日の概ね2カ月～1カ月前に、長野県へ老人福祉法に基づく変更申請を行う必要があります。変更申請にあたっては、必ず長野県(担当課)へ事前に相談をしてください。申請の際に、指定基準(特に人員配置)を満たしていない場合は、当該選考結果にかかわらず事業所として指定されませんのでご注意ください。また、転換にあたり短期入所(ショートステイ)の変更申請又は廃止手続きも併せて必要となります。詳細は長野県(担当課)へ確認ください。
- (5) 国や県等から補助を受けて整備した施設で、転換に伴い補助対象部分に係る財産処分を行う場合は、国等の承認を受けるなど財産処分に係る手続きが別途必要となる場合がありますので、事前に確認ください。
- (6) 人員・設備・運営基準等について、転換に伴い基準で定められている内容が損なわれることのないよう注意(再確認)すること。

6 応募書類について

本募集(公募)への申し込みを希望する事業者は、下記書類を提出してください。

- (1) 申請書類一式の正本1部、副本1部の計2部提出
 - ※ 様式は市のホームページよりダウンロードしてください。
 - (2) 提出書類は図面等を除き、原則A4版で作成し、全体をバインダー等で綴じてください。
 - (3) ホッチキスは使用せず、インデックス等で仕切りを挿入してください。
 - (4) 添付書類を写しで提出する場合は、全て代表名により原本証明をしてください。
- ※ 添付書類の「資料作成上の注意」をご参照ください。
- ※ 正本・副本資料の内容に相違がある場合は、正本資料の内容を優先します。
- ※ 令和3年6月4日(金)午後5時以降は、本市が必要に応じて提出を求める書類以外の書類の提出は認めません。ただし、提出期限日以降に各種法令及び条例等の改正などによって事業計画を変更する必要がある場合は、速やかに介護保険課へお知らせください。
- ※ 応募書類に不備等がある場合、関連する項目について評価が低くなる、若しくは評価ができないことがあります。
- ※ 応募のために提出された書類(添付書類等の全てを含む)は、応募された事業者が不採択となった場合であっても返却しません。また、資料等の作成に伴う費用、応募に関する費用は全額事業者負担になります。
- ※ 提出された資料は、決定を受けた時点で情報公開の対象になります。

7 その他留意事項

- (1) 転換に伴う人員、設備及び運営等に関する基準等については、国の定める厚生労働省令など関係法令通知を確認し遵守してください。
- (2) 「安曇野市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画」や「安曇野市地域福祉計画」等の関連する市の計画についても配慮し、その趣旨について事業計画に反映してください。
- (3) 事業者選定の働きかけを行うなどの目的のために、応募事業者またはその関係者が直接または間接的に市職員・選定部会の委員等に接触を行った場合には、応募無効となることがあります。
- (4) 転換にあたり法令等に違反した場合、本市の指示・指導に従わない場合には、指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (5) 決定後、申込書類の内容に虚偽があったことが判明した場合、又は本市に書面の提出を行うことなく事業の変更・廃止を行った場合は、指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (6) 応募にあたっては、十分に計画の精査を行ったうえで、実現可能なものとしてください。原則として、決定後の計画変更は認めません。
- (7) 正当な理由により、決定後に計画を変更する必要がある場合には、事前に本市に書面にて変更内容や理由を提出のうえ、本市の判断・指示に従ってください。書面の提出を行うことなく計画を変更した場合は、指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (8) 令和3年度中に転換できない場合は、指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (9) 応募にあたっては計画について十分精査を行い、法人内等で計画遂行に向けた意思統一を図る等、確実に転換を実現できる見込みを持って応募することとし、決定後に辞退することがないようにしてください。万が一、決定後に辞退をした場合、2年間応募資格を停止といたしますのでご注意ください。

8 転換(施設)評価の基準

施設運営にあたっては、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律133号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）等の関係法令のほか、応募するサービスの定められた人員、設備及び運営の基準を満たし介護保険上の指定事業者として適切な事業を実施すること。

※ 施設の計画、人員の確保にあたっては「長野県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年長野県条例第57号）、「長野県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」（平成25年長野県規則第27号）、「長野県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱」（平成25年施行）、「介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年長野県条例第53号）、「介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する規則」（平成25年長野県規則第24号）及び「長野県指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱」（平成25年施行）に定められた関係する基準等を満たすこと。

※ 事業開始日までに長野県から変更許可を受けること。

(1) 評価項目の内容等

| 評価項目 | | 評価の着眼点 | 割合 |
|-----------|--------------------|--|-----------|
| 運営状況および実績 | 1 運営主体(法人)について | <ul style="list-style-type: none"> ● 法人としての理念・姿勢 ● 法人としての責務・役割の理解 ● 法人としての実績(収支決算・事業報告・事業計画等) ● 監査・指導による指摘事項の有無及び改善報告・改善状況 | 概ね 20% |
| | 2 転換の目的および運営方針について | <ul style="list-style-type: none"> ● 転換応募の動機(趣意・方針等) ● 転換の必要性和取組み | 概ね 20% |
| | 3 利用者について | <ul style="list-style-type: none"> ● 利用者への支援方法(事故防止・感染症予防等) ● サービスの質の向上策(利用料・運営面・関係の構築等) ● 苦情解決体制、利用者保護対策(権利擁護)、利用者の尊厳保持 | 概ね 25% |
| | 4 人材確保(職員)について | <ul style="list-style-type: none"> ● 人材確保(職員)及び育成とケアの質向上のための対策(離職防止等) | 概ね 10% |
| | 5 運営について | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民との連携及び交流(防災訓練等) ● 地域貢献 ● 協力医療機関との連携体制 | 概ね 15% |
| | 6 全体評価 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1～5の評価項目以外に評価すべき事項(例:特色のある取組み等) | 概ね 10% |
| 合 計 | | | 100% |

※ 割合は目安であり、上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。

9 問合せ先

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地 (安曇野市役所 本庁舎 1階 11 番窓口)
 安曇野市 保健医療部 介護保険課介護保険担当
 電話 0 2 6 3 - 7 1 - 2 4 7 2 (直通)